

■業務内容における事業区分について

別紙 1

管理運営業務、自主事業等の区分は、次のとおりとする。

区分		考え方	具体的例
管理 運 営 業 務	市 企 画 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ●市の仕様に基づき実施する業務。 ●公園の事業目的上、管理運営上必須の業務。 ●実施に係る基本的経費は、指定管理料に含まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な管理運営業務
	指 定 管 理 者 企 画 事 業	<p>① 上記、市企画事業に加え、市が事業の概要を定め、具体的な企画提案を指定管理者に求め実施する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実施に係る経費は、指定管理料に含まれている。 ●公園管理者として実施する事業であるため、行為使用料・占用料などは不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険木撤去 ・セアカゴケグモ対策 など
		<p>② 指定管理者が自由な発想で提案した事業で、その内容が公園の設置目的を効果的に達成すると市が認めた事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実施に係る経費は、指定管理料での支出が可能であるとともに、経費については利用者からの参加料で賄うことができる。 ●公園管理者として実施する事業であるため、行為使用料・占用料などは不要 ●収益が生じた場合は管理運営業務に充当すること。収益の管理運営業務への充当の度合いは、年度の事業評価の対象とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食事業 ・物販事業 ・各種教室（スポーツ教室、講座等）、イベントの開催 など
自 主 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ●公園の事業目的上、管理運営上必須の業務ではなく、指定管理者が一事業者として実施する事業。 ●実施のための経費は、全て指定管理者の負担となる。経費を参加料等で賄うことができる。 ●原則として、行為使用料、占用料などが必要。 ●収益が生じた場合は指定管理者の収入となるが、過大に収益が出た場合は公園管理業務への還元を求める場合あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が自由に提案した事業で、利用者サービスの向上に寄与すると認められた事業（指定管理者企画事業を除く） 	

(1) 管理運営業務について

- ・ 選定時の評価対象とします。指定管理者企画事業として提案頂いた事業は、指定期間中継続する必要があります。

(2) 自主事業について

- ・ 選定時の評価対象にはなりません。実施においては市の事前承認を要しますが、指定管理期間中に途中変更が可能です。管理運営業務と同様、年度の事業評価上は評価対象といたしません。

【参考】自主事業の分類、取扱い模式図

